

(格言) 孝ハ親ヲ安メズルヨリ大ナルハナシ

第九課 兄弟

兄弟姉妹は小さき時仲よかりし事を思ひ争はざること

(格言) 兄弟ハ両手ノ如シ

第十課 召使

綱女己れの危きを忘れて主人の子を救ふ 主家の子を思ふこと我が家の子の如くすべきを知らす

第十一課 身体

伴信友の話により攝生と鍛練とを以て身体を健康ならしむべきこと

第十二課 自立自營

善右衛門風雨の日にも山野を越えて行商數年遂に成功せしことにつき

第十三課 自立自營(ついき)

善右衛門の身の守「勤儉直」の三つの大切なるを知らす

第十四課 志を堅くせよ

シエンナー種痘の仕方二十三年間かゝりて發明せり其の志の堅かりしことを知らしむ

第十五課 知識をひろめよ

義家兵書を學びし話により人は其の道の學問をすべきことを知らす

(格言) 玉ミガカザレバ光ナシ 人學バザレバ知ナシ

第十六課 迷信を避けよ

理に合はざることは信ぜざること

第十七課 克己

後光明天皇の御話により性質を矯むるには克己の大切なること

第十八課 禮儀

言葉つかひを丁寧に行儀をよくし、手紙の返事は直ぐ出すこと

(格言) シタシヤナカニモ禮儀アリ

第十九課 生き物をあはれめ

犬の傷を洗ひしナイチンゲールの行爲を思ひ博愛禽獸にも及ぶべきこと

第二十課 博愛

ナイチンゲールクリミア戰役に多くの女を引きつれ傷病兵の看護に

(此間原稿脱落不明)

尋常小學修身書卷五各課主要点調

一四

第一課 大日本帝國

我が國体の世界無比（万世一系、御代々の愛、我等祖先の尊敬）の我等の幸福なること

第二課 昭憲皇太后

昭憲皇太后の御仁徳 教育産業御獎勵の忝なきこと

第三課 忠君愛國

通有の話により國難に身命を惜まざることと併せて平時は業に勵むこと

第四課 忠君愛國

正成 天皇の御召を受け直に忠戦身命を惜まざりしこと

第五課 仁と勇

清正の仁慈は武勇と相待つて敵國を威服せしことにより仁勇兼備すべきこと

第六課 信義を重んぜよ

清正然諾を重んじ身の危きを顧みず義を全うせしこと

（格言） 義ヲ見テ爲サザルハ勇ナキナリ

第七課 誠實

清正眞心を盡し豊臣家の萬全を期せし至誠を知らす

第八課 油斷するなかれ

清正敵地にあつて不慮の事に遇はぬため心を緩めざる用意の周到を知らす

（格言） 油斷大敵

第九課 志を堅くせよ

鷹山藩士の反對をしりぞけ立てたる志の成功を期せしこと

（格言） ナセバナルナサチバナラヌ何事モナラヌハ人ノナサヌナリケリ

第十課 儉約

鷹山身の分限をわきまへ卒先して儉約勵行の美德を知らす

（格言） 儉ヲ尙ブハ福ヲ開クノ源

第十一課 産業を興せ

鷹山領内の福利増進のため農業養蠶機械の振興をはかる器量を知らす

第十二課 孝行

鷹山父の心を慰むるためには常に其の意を迎へて怠らざる孝心の深さを知らす

第十三課 兄弟

一五

伊藤小左衛門の弟等兄の事業に協力せしことにより互に助け合ふべきを知らす

第十四課 進取の氣象

伊藤小左衛門時勢看取研究を重ぬ事業の改良進歩をはかりしこと

第十五課 忍耐

コロンブス航海中種々の艱苦に遭遇せしも堅忍不拔の精神ありて以て新天地發見せしこと

第十六課 禮儀

言語舉動容儀服裝に注意 船車に乗合ひし時の心得 込み合ふ場所に於ける心得 通行人に對する心得

第十七課 習慣

良習慣は常に省みてよきを行ひ惡しをさくるによりて作らるること 習慣は他より苦しと思ふことも苦しさものにあらざること

(格言) 習性トナル

第十八課 勉學

白石規律ある勉學をなして寸陰を惜みしこと

第十九課 朋友

白石自己の窮境を思はず岡島の爲めに謀りて義の深きこと

第二十課 主人と召使

藤樹召使に慈悲をかけしこと 召使主人を思ふの情深かりしこと

第二十一課 德行

藤樹の德行の感化の偉大なることを馬子と農夫との話によりて知らす

第二十二課 度量

藤原行成の度量の大なるを知らす

第二十三課 謝恩

秀吉夫妻立身の後もよく右近夫婦の舊恩を忘れず之に報いしこと

第二十四課 廉潔

蕉園貧しけれども謂れなき金を受取らざりし潔白の心性を知らす

(格言) 不義ノ富貴ハ浮雲ノ如シ

第二十五課 博愛

合衆國捕鯨船 清國官吏、上村艦隊の行爲は親疎内外を別たさる仁慈なること

第二十六課 生き物を憐め

孫兵衛夫妻の駄馬をいたはりし如く博愛の心を擴充して動物に及ぼすべきこと

第二十七課 女子の務

尙齋の妻 夫の留守宅を守りし拮据經營家道を墮さざりしこと

第二十八課 よき日本人

國体の由來する處を知り、祖先の志を繼ぎ

忠君愛國の道を勵み、家を齊ひ、人との交りをよくし、社會につくし、身を修む、かくして 勅語の御旨趣にそひ奉るべきこと

尋常小學修身書卷六各課主要点調

第一課 皇大神宮

皇大神宮の尊嚴を知り尊崇するべからざること

第二課 榮行く御代

明治天皇五ヶ條の御誓文を宣し給ひし聖明の程をかしこむべきこと

第三課 榮行く御代 (つゞき)

明治天皇教育軍事に大御心を用ひたまふかたじけなさ

第四課 榮行く御代 (つゞき)

國憲御制定 帝國議會開設 對等の交際版圖擴大の御偉業を仰ぐべきこと

第五課 榮行く御代 (つゞき)

今上天皇陛下先帝の御志御繼承 榮行く御代に生れたる臣民の幸福を思ひ報恩すべきこと

第六課 忠君愛國

三十七八年戦役に我が陸海軍人忠誠 國民の奉公の國体精華なること

第七課 忠孝

正行父の遺言母の教訓を守り四條暇戦死の事蹟により忠孝一致を知らす

(格言) 忠臣ハ孝子ノ門ニ出ツ

第八課 祖先と家

祖先を崇敬し家を重んじ立派なる祖先となるやう努む 上毛野形名の妻祖先の武勳を汚さず

第九課 沈勇

佐入間艇長乗組潜水艇沈没の際事を處理して職に殉ずしは沈勇と義心とによること

(格言) 人事ヲ盡シテ天命ヲ待ツ

第十課 膽力を養へ

嘉兵衛國後擇捉への航路をしらぶ 事理をきはめて決行の勇あるべきこと

第十一課 膽力を養へ(つゞき)
嘉兵衛露船に捕へられしが更に騒がず 露語を學びリコルドに説き日露間の争を解く 不慮のことに
狼狽すべからざること

第十二課 自立自營

仕事に勵むと共に傍ら學識を進めしフランクリンに學ぶべきこと

(格言) 天ハ自ラ助ケルモノヲ助ケ

第十三課 規律正しくあれ

フランクリン時間割を定め規律正しき習慣をつくり各事業に成功せしこと

従業者は規律正しからざるべからざること

第十四課 公益

分に應じて公益を圖るべきこと。フランクリンの公益事業を思はしむ

第十五課 獨を慎め

他人の見聞せざる所にて己が行を慎むべし、林子平幕府のため幽閉せられ一步も戸外に出です

第十六課 産業に工夫をこらせ

井上でん工夫をこらし入留米耕に一新生面を興へ世を益せしこと

第十七課 慈善

同情を以て人の困苦を救ふ、救済の趣意を誤らず。和氣廣虫飢饉に棄兒八十三人養育の話

第十八課 勤勉

忠敬好める甚將某を止め家業に勤勉

(格言) 精神一到何事カ成ラザラン

第十九課 勤勉(つゞき)

忠敬の成功と名譽とは勤勉の結果なること

第二十課 迷信を避けよ

忠敬不思議を不思議とせざりし見識につき

(格言) 智者ハ惑ハズ、勇者ハ懼レズ

第二十一課 師を敬へ

忠敬今日あるは先生の教に由るなりとて師東岡先生の大恩を終生忘れず

第二十二課 衛生

公衆衛生を重んずべし。傳染病に對する心得を守る又無智迷信により自衛の途を誤らざること

第二十三課 國民の公務

法令を重んず。國家を防衛す(男子兵役の義務)納税の義務、選舉の務、議員の心得

第二十四課 男子の務と女子の務

男子は剛毅果斷女子は溫和貞淑 男子は主人となり職業を勵み女子は妻となり一家の世話、和樂、育兒につとむ

第二十五課 教育

教育の盛衰は國家の消長に關すること 道德知識を進め身体を強健にするは教育、義務教育のこと

第二十六、七、八課 教育に關する勅語

「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ……義勇公ニ奉シ」につき服膺せしむ

高等小學修身書卷一各課主要点調

第一課 大日本帝國

天孫と帝國の基礎をとき万世一系の天皇御統治 神武天皇天業恢弘御歴代の御垂教の聖徳を知らす

第二課 大日本帝國 (續)

皇位の尊嚴並に御歴代の御仁恵を知らす

第三課 忠君愛國

國難に處する場合 平時の場合

第四課 家

家は社會組織の基たること 戸主の心得 戸主に對する心得及同心以て家を重んずべきこと

第五課 孝行

孝道の大綱 祖父母に事ふる道を示し併せて親を諫むる場合を知らす

第六課 孝行 (續)

平重盛親を諫めし事蹟

第七課 親類

相和し相助ぐべきこと並に相互の名譽を重んじ又禮を正し永遠に和熟を保持すべきこと

第八課 敬老

賴杏坪の敬老事蹟により敬老は風俗を醇厚にすること

(格言) 吾ガ老トシテ以テ人ノ老ニ及ボス

第九課 至誠

万善の基なること 二宮翁の至誠事蹟に感動せしむること

(格言) 至誠ニシテ動カザル者ハ未ダコレ有ラザルナリ

第十課 正直

俯仰天地に恥づるなき心 二宮翁正直の老夫を賞せし事蹟

第十一課 勇氣

武勇克己忍耐進取の氣象並に立志と成功につき

(格言) 義ハ勇ニ因リテ行ハレ勇ハ義ニヨリテ長ス

第十二課 勉學

少年期より刻苦勉強すべきこと 並に自己修養上につき

(格言) 業ハ勤ムルニ精シク嬉シムニ荒ム

第十三課 身體

攝生と鍛練

第十四課 職業

正しき精神にて専心従事すべきこと 初に選ぶものは十分の考慮を要すること

第十五課 勤勉

伊勢屋吉兵衛の誠實勤勉なる事蹟

(格言) カセグニ追ヒツク貧乏ナシ

第十六課 自立自營

如何なる業をなすにも自己の勤勞によりて成遂ぐる決心あるべきこと 但孤立を戒む

第十七課 反省

反省して性癖を矯め過失を再びせざるやうにすること 前田綱紀の事蹟

第十八課 質素

前田綱紀の事蹟により無益を省きて有用の費途に充つべきことを知らす

第十九課 禮儀

禮は自己の品位を保ち國家の体面を全うす 要は恭敬の心の外に表はるとにあること

(格言) 辭讓ノ心ハ禮ノ端

第二十課 公正

害を及ぼさざること 法律の重んずべきこと 他人の身体生命財産名譽を重んずべきこと

第二十一課 寛容

己を持する嚴に人を待つこと寛なるべきこと 怒に乗じて争はず衝突をさげ人を容れて長所と交れは

世の平和は保たるること

第二十二課 同情

瓜生岩の同情深き事蹟より進んで慈善博愛の道の基づく處を知らす

(格言) 惻隱ノ心ハ仁ノ端、

第二十三課 共同

共同を害する悪意志を示して之を抑制し共同心を強くするにあること

(格言) 五指ノカハルガハル彈クハ一手ノ搏ツニ如カズ

第二十四課 修養

智能を磨き徳性を養ふべきこと

第二十五課 戊申詔書

御旨趣大要を知らず

第二十六課 忠良なる臣民

勅語の御旨趣奉體 國体をわきまへ忠君愛國を勵むべきこと 詔書も亦日夜服膺すべきこと

高等小學修身書卷二各課主要点調

第一課 建國

皇祖皇宗の我が國を開きたまふこと 規模廣大且永遠に亘りて動くことなからしめたまへること

第二課 御歷代天皇の御盛徳

身を正しうし道を行ひ民を愛し教を垂れ以て範を万世に遺させたまふこと

第三課 國體の精華

上、國を肇め徳深厚、下は克く忠孝、此れ我が國體の純且美なる所なること

第四課 忠

雄略天皇の詔「義は乃ち君臣情は父子を兼ね」とあるが如く臣民の忠は敬愛の誠より出づること

第五課 孝

人情の自然より生せるものにして道德の根源たること、並に忠孝一致のこと

第六課 友愛

誠意と温情とにて互に扶助し以て家門の繁榮を圖るべきこと

頼春水兄弟の事蹟

第七課 夫婦

夫婦の別と道とを知らせ相和するは一家の幸福を進め家運の隆昌を致す所以を知らず

第八課 朋友

信儀の道。伊藤冠峰友に厚かりし事蹟 積善忠告共に智徳の發達を圖るべきこと

第九課 恭儉

身を肅む。自己檢束

第十課 博愛

近親相愛の情を擴充し博愛仁慈の情に富み博愛慈善事業に心がくべきこと

第十一課 修學

惜陰精讀し自學に努め知識を廣むると共に徳性を養ふべきこと

石田梅巖事蹟

第十二課 習業

正しき心にて従事、専心忠實堅忍不拔進んで改良を圖るべきこと。及師恩につき

第十三課 智能

知識を廣め才能を進め學理應用業務の改良進歩を圖るべきこと

第十四課 徳器

有爲の人となる義 人たるものは修徳の工夫を積むべきこと

中村正直座右銘の事蹟

第十五課 公益世務 (一)

合同生活上人は分に應じ公共の福利を進め世上有益の業務を開くべきこと

第十六課 公益世務 (二)

角倉了以 辛苦經營公共利益を圖りし事蹟

第十七課 國憲國法 (一)

國の根本法制の尊重すべきこと。並に參政上につき

第十八課 國憲國法 (二)

國法の遵奉遵守及國憲國法は秩序維持福利増進以て合同生活を全からしむるものなること

第十九課 義勇奉公 (一)

光輝ある歴史を汚さざらんと期し平日も事變に應ずる覺悟あるべきこと

第二十課 義勇奉公 (二)

緩急に際し全國民の覺悟平時も亦此の心掛を失ふべからざること

第二十一課 皇運扶翼

聖諭の實踐躬行に努むれば一家の和合、社會の平和を完うし、國民の品位を高め國力充實、國家の秩序は正しく、國威發揚すべきこと

第二十二課 忠孝一致

優絶せる國体に基きて生じたる美風、我等亦忠良の臣民孝順なる子孫たるべきこと

第二十三課 皇祖皇宗の御遺訓 (一)

斯道は御實行、詔勅によれる御遺訓にして公明正大なるもの、我等聖旨に副ひ且永遠に傳ふべきこと

第二十四課 皇祖皇宗の御遺訓 (二)

御遺訓たるを心に銘し、祖先遵守の道たるを思ひ篤く信じ力めて行ふべきこと

第二十五課 一 徳

徳を一にするより國民心を一にし得べく、國民心を一にして以て國家の隆盛を得らるること

第二十六課 勅語下賜

嚮ふ所を一にするを得しなれば我等一に斯の道努力實行、以て皇運扶翼 國威發揚

四	二年 欲誘惑ニ ルヲ以テ ハル見テ
尋	五 仁ト勇。教材上ヨ リシテ博愛「徳
五	器ノ双方ニ出ス 勇ヲ「徳器」ニ入レ シハ全三年
尋	九 沈勇。全二年 一ニ課
六	二 膽力ヲ養へ。 全三年一ニ課
高	八 敬老。全尋二年 二ニ五課
一	二 勇氣。立志上ノ教 授ヲ要スルカ故ニ

御遺訓たるを心に銘し、祖先遵守の道たるを思ひ篤く信じ力めて行ふべきこと

徳を一にするより國民心を一にし得べく、國民心を一にして以て國家の隆盛を得らるること

嚮ふ所を一にするを得しなれば我等一に斯の道努力實行、以て皇運扶翼 國威發揚

身教科書各課連絡表

一	七 九 二						
尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋
二	三	三	三	三	三	三	三
尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋
三	三	三	三	三	三	三	三
尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋
四	四	四	四	四	四	四	四
尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋
五	五	五	五	五	五	五	五
尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋
六	六	六	六	六	六	六	六
尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋	尋
高	高	高	高	高	高	高	高
一	一	一	一	一	一	一	一

朋友	恭儉	博愛	習學	習業	知能	德器	公益	世務	國憲	國法	義勇	奉公	皇運扶翼 忠良臣民 祖先遺風 顯彰
四トモダナハタス ケアヘ(災厄、迷 惑、他人排擠) 五ケンクワチスル ナ(我意ヲハリ 争フ) ニキンジョノヒト (迷惑) 四ヒトニメワイワ クチカケルナ (迷惑、公物ヲ私)	八ギヤウギヨクセ ヨ(無禮、容儀、 服装) 七カラダチタイセ ツニセヨ(身体 ノ攝生、鍛鍊) 二ジコクチマモレ (放肆) 九セイトン(放肆) 二モノチソマツニ アツカフナ (質素儉約)	二オモヒヤリ 三イキモノチクル シメルナ(惻隱)	一ヨクマナヒヨク 三アソベ(精讀) 二メンキヤウセヨ (刻苦)	四シゴトニハゲメ (誠實) 七キンケン(勤勉)	二オクビヤウデア ルナ(迷信チサ ケヨ)	一八アヤマチチカガ スナ(反省) 二ウソチイフナ (天地ニ恥ヂズ) 六ケンキヨクアレ (勇氣)	二六コウエキ (世上ノ便益チ ハカル)	二六コウエキ (世上ノ便益チ ハカル)	二〇ジブンノモノト ヒトノモノ (害チ及サズ)	二四キソクニシタガ ヘ(法律チ重 ンズ) 三ジブンノモノト ヒトノモノ (財産)	二七チユウギ (身命チ顧ズ)	二〇チユウギ (身命チ顧ズ)	二五ヨイコドモ
八友ダナ(交チカ ヘズ) 二四キヤウドウ (共同ノ惡用) 二五近所ノ人(災厄)	二ギヤウギ(無 禮、容儀、服装、 言語) 三ケンカウ(飲食、 運動、薄着) 二クンソク (虚榮心) 七ケンヤク (質素儉約)	二八ジゼン(博愛、 慈善) 二九生キ物チアハレ メ(惻隱)	六ガクモノ(少年 期チ怠ルナ、刻 苦) 五メンキヤウ 六キリツ (刻苦、 借陰)	四シゴトニハゲメ (誠實) 七キンケン(勤勉)	二六迷信チ避ケヨ (迷信チサケヨ)	三カソニソ(怒ニ 乗ジテ争ハズ) 四物ゴトニアワテ ルナ(勇氣) 三ユウキ(大敵チ 懼レズ) 九師チウヤマヘ 九オソチワスルナ (謝恩)	二四公益 (世上ノ便益チ ハカル)	二四公益 (世上ノ便益チ ハカル)	二〇キソクニシタガ ヘ(法律チ重 ンズ) 三ジブンノモノト ヒトノモノ (財産)	二五チユウギ (身命チ顧ズ)	二七チユウギ (身命チ顧ズ)	二七ヨイ日本人	
一九朋友(災厄)	二六禮儀(無禮、容 儀、服装、言語) 二〇儉約(質素、儉 約)	二五博愛(博愛、仁 慈) 二六生キ物チ憐メ メ(惻隱) 二七仁ト勇(博愛、 仁慈)	二八勉學(借陰)	九志チ堅クセヨ (堅忍不拔) 二五忍耐 (堅忍不拔)	二七習慣(反省) 二四廉潔(天地ニ恥 ヂズ)	二七克己(克己) 其人、万物ノ長 (徳性修養)	二四公益 (世上ノ便益チ ハカル)	二四公益 (世上ノ便益チ ハカル)	二五チユウギ (身命チ顧ズ)	二五チユウギ (身命チ顧ズ)	二七チユウギ (身命チ顧ズ)	二七ヨイ日本人	
六信義チ重ンセヨ (友ノタメニ謀 ル)	二七慈善(博愛、慈 善)	二八勉學(借陰)	二九勤勉(勤勉専心 從事) 三規則正シクアレ (自立自營)	二五獨チ慎メ(獨慎) 九沈勇(勇氣) 二胆力チ養ヘ 三師チ敬ヘ(謝恩)	二五獨チ慎メ(獨慎) 九沈勇(勇氣) 二胆力チ養ヘ 三師チ敬ヘ(謝恩)	二五獨チ慎メ(獨慎) 九沈勇(勇氣) 二胆力チ養ヘ 三師チ敬ヘ(謝恩)	二四公益 (世上ノ 便益學術上ノ研 究) 二六産業ニ工夫チヨ ラセ(農工商ノ 改良進歩)	二四公益 (世上ノ 便益學術上ノ研 究) 二六産業ニ工夫チヨ ラセ(農工商ノ 改良進歩)	二五チユウギ (身命チ顧ズ、戦 費負担、軍人家 族慰籍救護)	二五チユウギ (身命チ顧ズ)	二七チユウギ (身命チ顧ズ)	二七ヨイ日本人	
二五共同	二八質素	二九同情	三勉學	二六自立自營	二七反省 二八寬容 二九正直	二九至誠 二〇修養 二一勇氣 二二敬老	二四公益 (世上ノ 便益學術上ノ研 究) 二六産業ニ工夫チヨ ラセ(農工商ノ 改良進歩)	二四公益 (世上ノ 便益學術上ノ研 究) 二六産業ニ工夫チヨ ラセ(農工商ノ 改良進歩)	二〇公正	二五チユウギ (身命チ顧ズ)	二七チユウギ (身命チ顧ズ)	二七ヨイ日本人	

<p>愛護、九メシツカヘナイ ハタス、迷 ハタス、迷 ハタス、迷</p>	<p>三トモダチハタス ケアヘ(交チカ ヘズ責善忠告)</p>	<p>八友ダチ(交チカ ヘズ)</p>	<p>二九朋友(災厄)</p>	<p>六信義ヲ重メセヨ (友ノタメニ謀 ル)</p>	<p>三共同</p>	<p>八朋友</p>
<p>容儀、言語 容儀、言語 容儀、言語</p>	<p>二ギヤウギ(無 禮、容儀、服装、 言語) 三ケノカウ(飲食、 運動、薄着) 三クソソソ (虚栄心)</p>	<p>二八禮儀(無禮、言 語) 二身体(攝生、鍛 錬)</p>	<p>二九禮儀(無禮、容 儀、服装、言語)</p>	<p>二九禮儀 三身体</p>	<p>九恭儉</p>	<p></p>
<p>放肆、質素 放肆、質素 放肆、質素</p>	<p>七ケノケン (質素儉約)</p>	<p>二七慈善(博愛、慈 善) 二九生キ物ヲアハレ メ(惻隱)</p>	<p>二七慈善(博愛、慈 善) 二九生キ物ヲ憐メ メ(惻隱) 五仁ト勇(博愛、 仁慈)</p>	<p>二七慈善(博愛、慈 善) 三同情</p>	<p>二博愛</p>	<p></p>
<p>苦、期ナ怠ルナ、刻 苦、期ナ怠ルナ、刻 苦、期ナ怠ルナ、刻</p>	<p>六ガクモノ(少年 期ナ怠ルナ、刻 苦) 四シゴトニハゲメ (誠實) 七キノケン(勤勉)</p>	<p>二六職務ニ勉勵セヨ (誠實) 四志ヲ堅クセヨ 五志ヲ立テテ (立志) 三自立自營(自己 ノ勤勞ニヨリテ 成遂グ)</p>	<p>二六職務ニ勉勵セヨ (誠實) 九志ヲ堅クセヨ (堅忍不拔) 一五忍耐 (堅忍不拔)</p>	<p>二八勤勉(勤勉専心 從事) 三規則正シクアレ (自立自營)</p>	<p>二三勉學</p>	<p>二修學</p>
<p>二オクビヤウデア ルナ(迷信チサ ケヨ)</p>	<p>三クワンダイ(人 ヲ容ル) 七シヤウジキ(目 前ノ利)</p>	<p>二四進取ノ氣象 (學理應用) 二七習慣(反省) 二四廉潔(天地ニ恥 ヂ)</p>	<p>二四進取ノ氣象 (學理應用) 二七習慣(反省) 二四廉潔(天地ニ恥 ヂ)</p>	<p>二七反省 二寛容 二正直</p>	<p>二三知能</p>	<p></p>
<p>三オクビヤウデア ルナ(迷信チサ ケヨ)</p>	<p>三カノニメ(怒ニ 乗ジテ争ハヌ) 四物ゴトニアワテ ルナ(勇氣) 三ユウキ(大敵ヲ 懼レズ) 九師ヲウヤマヘ (謝恩) 九オソナラスルナ (謝恩)</p>	<p>二七克己(克己) 其人、万物ノ長 (徳性修養)</p>	<p>二七克己(克己) 其人、万物ノ長 (徳性修養)</p>	<p>二五獨ナ慎メ(獨慎) 九沈勇(勇氣) 二胆力ヲ養ヘ (勇氣) 二師ヲ敬ヘ(謝恩)</p>	<p>二九至誠 二修養 二勇氣 八敬老</p>	<p>二四徳器</p>
<p>三オクビヤウデア ルナ(迷信チサ ケヨ)</p>	<p>二六コウエキ (世上ノ便益チ ハカル)</p>	<p>二四公益 (世上ノ便益チ ハカル)</p>	<p>二四公益 (世上ノ便益チ ハカル)</p>	<p>二四公益(世上ノ 便益學術上ノ研 究) 二六産業ニ工夫ヲコ ラセ(農工商ノ 改良進歩)</p>	<p>二五公益世務</p>	<p></p>
<p>二四キソクニシタガ ヘ(法律ヲ重 メ)</p>	<p>二四キソクニシタガ ヘ(法律ヲ重 メ) 三三ジブノモノト ヒトノモノ (財産)</p>	<p>三三法令ヲ重メヨ (法律ヲ重メ) 三五人ノ名譽ヲ重 メヨ(名譽ヲ重 メ)</p>	<p>三三衛生(衛生) 三國民ノ公務 二五教育(教育)</p>	<p>二〇公正</p>	<p>二七國憲國法</p>	<p></p>
<p>二二チユウギ (身命ヲ顧ズ)</p>	<p>二二チユウクン (身命ヲ顧ズ)</p>	<p>三三忠君愛國 (身命ヲ顧ズ)</p>	<p>六忠君愛國 (身命ヲ捧グ、 身命ヲ顧ズ、戰 費負担、軍人家 族慰藉救護)</p>	<p>三忠君愛國</p>	<p>四忠 一九義勇奉公</p>	<p></p>
<p>二六ヨイコドモ</p>	<p>二七ヨイ日本人</p>	<p>二七ヨイ日本人</p>	<p>二六ヨキ日本人</p>	<p>二六教育ニ關スル勅 語</p>	<p>二五戊申詔書 二六忠良ナル臣民</p>	<p>二皇運扶翼 三忠孝一致 三皇祖皇宗ノ御遺 訓 二五一徳 二六勅語下賜</p>

勅語、修身科教授關聯項目一覽表

綱	項目	目	綱	項目	目	綱	項目
精華	皇祖皇宗ノ肇國 御歷代ノ御盛徳 世々ノ臣民忠孝	神勅万世一系ノ天皇統治、 君臣ノ分定マル 神器 神武天皇天業恢弘 皇大神宮 愛撫 垂教 修身ヲ捧グ 修身齊家、本分ヲ盡ス 國家ニ貢獻	博愛	同情 吉凶慶弔 親切 博愛仁慈 博愛慈善 事業	喜ナ同ジワシ憂ヲ分ツ、惻隱 ノ心	世公益 務	世上ノ便益ヲ圖ル 學術上ノ研究 政治經濟上ノ改 善 農工商ノ改良進 歩
(家) 孝	命ニ從フ從順 心ヲ安メズ 身ノ健康ニ行 心ヲ慎ム 祖父母ニ事フ 親ヲ諫ム 戸主ノ家族愛護 家ノ主ノ尊敬 祖先ノ崇拜 忠孝一致 喜憂ヲ共ニス 互ニ扶助 往來音信 長幼ノ序 相和相助 吉凶慶弔 相互ノ名譽ヲ重 シメズ	祭祀 墳墓、家風、家産保持、増殖、 家名ヲ揚グ	習業	誠實、忠實、勤勉 堅忍不拔、忍耐 專心從事 進歩改良ヲ圖ル 注意深カルベシ 職業選擇 立志 自立自營	傳來ノ職業ニ從事 新ニ選ブニハ十分ナル考慮 己ノコトヲ自ラナス習慣ヲ ツク 依頼セル 自己ノ勤勞ニヨリテ成遂グ 自己ノ利益ノミ圖ルニアラ ザルコト(團結心)	國國 法憲	公正 法律ヲ重 害ヲ及ボ ズ
友愛(親類)	友ノ爲ニ謀ル 災危ヲ救フ 責善忠告 迷惑ヲカケズ 我意ヲ張リテ紛争セズ 些事ニ怒リテ一致ヲ來サズ 他人ヲ排擠セズ 共同ノ惡用、雷同セズ 公共物ヲ私有物視スルナ 無禮ヲナサズ 容儀服裝 言語 坐作進退 放肆ナラズ 虚榮心ニカラズ 質素儉約 攝生 身體 鍛鍊 水浴、冷水、擦、冷 薄着	夫々ノ家業、公事 妻々ノ家業、公事補助 夫々ノ愛護、妻々ノ任務尊重 妻々ノ從順、貞節	智能	迷信ヲサケヨ 學理應用 哲力競争ノ世ニ 立ッベキコト	天地ニ恥ヂズ 目前ノ利ニ迷ハズ 粗惡品ヲ賣ラズ、暴利ヲ貪 ラズ 智能修養 德性修養	皇運扶 與 忠良ノ 臣民ノ 祖先遺 風顯彰	奉公 義勇 國防家國 戰場ニ立タ ズ者ノ覺悟 平日常變ノ 覺悟
夫婦	夫婦ノ分 夫婦ノ道 親愛ノ禮敬		德器	正直 修養 獨慎 反省 勇氣武勇 油斷セズ 寬容、寬大 度量	附 誦 情ニ動カサレズ 座右ノ銘、嘉言善行ノ記 誤解ヲナサス 長所ニ交ル 人ヲ容ル 衝突ヲサケル 怒ニ乗ジテ争ハズ 小敵ヲ侮ラズ 大敵ヲ懼ラズ 衝突ヲサケル	國國 法憲	公正 法律ヲ重 害ヲ及ボ ズ
朋友	信義 共同		敬老 謝恩			國國 法憲	公正 法律ヲ重 害ヲ及ボ ズ
恭儉	自己檢束 身ヲ肅ム					國國 法憲	公正 法律ヲ重 害ヲ及ボ ズ
						國國 法憲	公正 法律ヲ重 害ヲ及ボ ズ

修身科教授關聯項目一覽表

目	網	項	目	網	項	目
神勅万世一系ノ天皇統治、君臣ノ分定マル	博愛	同情、吉凶慶弔、親切、博愛仁慈、博愛慈善	喜チ同ジワシ憂チ分ツ、惻隱ノ心	公益	世上ノ便益ヲ圖ル、學術上ノ研究、政治經濟上ノ改善、農工商ノ改良進歩	身體、生命、財產、名譽ヲ重シメ、納稅、兵役、議員選舉、衛生
神武天皇天業恢弘、皇大神宮、垂教、愛撫	修學	知識ハ力、少年期ヲ怠ルナシ、精陰、刻苦、才ヲ特メナシ、自己修養、德性涵養、書籍選擇		國憲	公正、法律ヲ重シ、害チ及ボズ	
祭祀、墳墓、家風、家産保持、増殖、家名ヲ揚グ	習業	正シキ精神ニテ、誠實、忠實、勤勉、堅忍不拔、忍耐、專心從事、進歩改良ヲ圖ル、注意深カルベシ、職業選擇、立志、自立自營	傳來ノ職業ニ從事、新ニ選ブニハ十分ナル考慮、己ノコトヲ自ラナス習慣ヲツクル、依賴セズ、自己ノ勤勞ニヨリテ成遂ガザルコト(團結心)	義勇	身命ヲ顧ミ、戰場ニ立タズ者ノ覺悟、平日應變ノ覺悟	戰費負擔、軍人家族ノ慰藉救護、軍備ニ對スル覺悟、志氣身體ノ鍊磨
夫家業、公事、家事、家業補助、夫愛護、妻ノ任務尊重、妻從順、貞節	智能	迷信ヲサケヨ、學理應用、智力競争ノ世ニ立ツベキコト		皇運扶	勅語即趣意、實踐躬行	一家和平、社會平和、國民ノ品位ヲ高クス、國民力充實、國家ノ秩序ヲ保ツ、國威ノ發揚
友ヲ變ヘズ、災危ヲ救フ、責善忠告、迷感ヲカケズ、我意ヲ張リテ紛争セムコト、些事ニ怒リテ不一致ヲ來サズ、他人ヲ排擠セズ、共同ノ惡用、雷同セズ、公共物ヲ私有物視スルナシ、無禮ヲナサズ、容儀服裝、言語、坐作進退、放肆ナラズ、虛榮心ニカハラズ、質素儉約	德器	至誠、正直、修養、獨慎、反省、勇氣武勇、油斷セズ、寬容、寬大	天地ニ恥チズ、目前ノ利ニ迷ハズ、粗惡品ヲ賣ラズ、暴利ヲ貪ラズ、智能修養、德性修養	臣民ノ		
身體、鍛鍊、攝生、飲食ニ注意、飲酒ノ害、喫煙ノ害、身體ノ清潔、ヨク働ク、運動、冷水摩擦、冷水浴、薄着	敬老、謝恩	附、情ニ動カサズ、座右ノ銘、嘉言善行ノ記、誦		風顯彰		

勅語、修身教科書連絡内容調

〔高一ノ一〕ハ高小卷一ノ第一課(一ノ一)ハ尋小卷一ノ一課ヲ示シタルモノ以下皆然リ〕

精 華

皇祖皇宗の肇國

(高一ノ一) 神勅。萬世一系の天皇統治。君臣の分定まる。

(二ノ二) 陛下ハ帝國ヲ治メタマフ尊キオ方

(五ノ二) 神勅ニヨリ帝國ノ基定ル世界無比ノ万世一系ノ天皇奉戴

(高二ノ一) 神器

(高一ノ一) 神武天皇 天業恢弘

(高ナシ) 皇大神宮

(二ノ二) 陛下ノ御祖先ヲ祀レル宮、陛下ヲ仰グト共ニ敬ヒ奉ル 神社ヲ敬拜ス

境内ヲ汚損セズ

(六ノ二) 國家大事ノ御親告 政治ノ奏上 祭事ノ勅使 明治天皇御遷宮御心勞等 御尊

御歴代の御盛徳

(高一ノ二)愛撫

(一ノ二六)陛下ハ我等ヲ愛シタマフ 我等ノ祖先ハ御歴代ノ御恵ヲ受ク。

天長節及天長節祝日

(二ノ二八)陛下臣民ノ不便ヲオモハセオ道筋ヲカヘタマフ

(三ノ二五)祝日ノイハレ 附 國旗ヲアケテ祝ス

(三ノ一)皇后陛下 三十七八年役繙帶ヲオツクリアソバ

(四ノ一)明治天皇北國巡幸ノ御憐 大演習ノ御精勵 大本營ノ御不自由 貧民救濟

(四ノ三)國旗ノ大切ナルコト

(四ノ三)祝祭日ノ由來 附 忠君愛國ノ道ヲオモヒオコス

(五ノ一)御代々々ノ天皇臣民愛撫、君臣ノ情ハ父子

(五ノ二)昭憲皇太后 二十七八年役傷病兵御慰問 三十七八年役繙帶御下賜

(六ノ五)陛下先帝ノ御志繼承 愛撫 慈惠救濟

(高一ノ一)垂教 (勸業。工藝。制度。文教。國威展布)

(二ノ二八)陛下孝道ノ範ヲ垂レタマフ

(三ノ一)皇后陛下ノ御養蠶

(四ノ二)能久親王一身ヲ捧ケ國ニ盡シタマフ

(五ノ二)昭憲皇太后教育産業ニ御心ヲ止メサセタマフ

(六ノ三)明治天皇 憲法制定 軍事教育ニ御心ヲ、五ヶ條ノ御誓文

世々の臣民忠孝

(高一ノ三)身命を捧ぐ

(四ノ四)靖國神社ニ合祀シタマフ大御心ニソヒ奉ル

(六ノ六)三十七八年役 陸海軍々々身命ヲ捧ゲテ戰場ニ立ツ

(高一ノ四)修身齊家。本分を盡す。國家に貢獻

(三ノ二六)光圀大日本史編纂 正成ノ碑ヲ建ツ

(四ノ七)秀吉皇室ニ不自由ナキヤウニス 大名万民ニ皇室ノ尊ヲ知ラス

(五ノ二)我等ノ祖先ハ皇室ヲ尊ブ

孝

(高一ノ五)愛敬

- (一ノ二) 親ハ常ニ子供ノ世話病氣ノカメゴチナス アリガタキ人
- (一ノ三) 子猿等親猿ノウタレタルヲ介抱
- (三ノ三) 登父ノ遺骸ヲ寫シ端坐之ヲ拜ス又喪ニナル厚シ
- (二ノ一) 親ハ艱苦ヲシテ子供ヲ養育ス故ニアリガタキ人
- (高一ノ五) 命に従ふ。從順。

- (一ノ三) オ梅ト一母ノ命ヲキキ庭掃除 叱ラレタトキハワビテ命ニ從フ
- (六ノ七) 正行父ノ遺言 母ノ教訓ヲ守リ忠義
- (同) 心を安んず 身の健康 行をつとむ。心を樂しむ。

- (二ノ二) 金次郎母ガ末子ヲ思ヒ心配スルヲ見連レ歸ル 金次郎草鞋ヲ作り薪ヲトリ賣ツテ日々ノ費用トス
- (三ノ三) 登エチカキ生計ヲ助ケナガラ父ノ看病
- (四ノ八) おふさ幼ヨリ家計手傳 奉公シテ両親ヲイタハル
- (五ノ三) 鷹山毎日父ノ安否ヲ訪ヒ、思ヒノママニ庭ヲ作ラセ會食ニ給仕ス
- (同) 祖父母に事ふ。
- (一ノ三) 父母ニ對スルト同ジ心得ニテ

(高一ノ六) 親を諫む

(家)

- (高一ノ四) 戸主の家族愛護。家族の戸主尊敬。
- (一ノ五) 目上ヲウヤマヒ 命ヲキキ、幼チアハレミ世話ス
- (二ノ九) 召使ヲ妄リニ咎 仕事ヲ言付ケズ 荒キ言葉ヲ使用セス
- (四ノ二) 子守綱女己ノ危キヲ忘レ主家ノ子ヲ救フ
- (五ノ二) 中江藤樹召使ヲ憐ミ貧シキ中ヨリ其ノ錢ノ過半ヲアタフ 召使故郷ニ歸ルヲ否ミテ終生艱苦ヲ共ニセント願フ

(同) 祖先崇拜

祭祀

- (二ノ八) 春女忌日ニ身ヲ清メ佛壇掃除 香花供物ヲサ、ケ敬祭
- (六ノ八) 祖先ヲ崇敬シ祭祀ノ禮ヲ厚ウス
- 墳墓。家風。家産保持増殖。家名を揚ぐ。
- (六ノ八) 形名ノ妻 家名ヲハツカシムトテ夫ヲ諫ム
- (高二ノ五) 忠孝一致

(六ノ七)正成櫻井ノ驛ニテ子ニ遺訓「君ニ忠義ヲ盡シ奉ルコト我ニ孝ナル第一」忠臣ハ孝子ノ門ニ出ツ

友 愛

(高二ノ六)喜憂を共にす

(一ノ一四)物ヲ貰ヒタルトキハ互ニ相分ツ

(三ノ四)登弟トノ別ヲカナシム

(同) 互ニ扶助

(一ノ一四)姉ノオ梅弟一郎ニ下駄ノ鼻緒ヲスゲテヤル

(二ノ三)金次郎兄弟ハ仲ヨク助ケ合ヒ喧嘩口論セズ 金次郎身ヲ勞シテ二弟ヲヤシナフ

(五ノ三)小左衛門兄弟互ニ協力シテ家業ヲ勵ミ家門ノ繁榮ヲ致ス

(同) 注來音信

(同) 長幼の序

(一ノ一四)兄弟ノ言ニ從ヒ弟妹ハ親切ニ世話シ過ハ戒ム

(二ノ三)兄弟姉妹ニ親切、世話。弟妹ハ兄弟ヲ敬ヒ從フ

(四ノ九)兄弟姉妹ハ幼時仲ノヨカツタコトヲ思ヒ争ハヌ

(親類)

(高一ノ七)相和相助(重大事件に協力)

(二ノ五)金次郎父母ニワカレ叔父ノ家ニ養育セラル 親類中ニ事アルトキハ己ノ家ト同

様ト心得ベキコト 金次郎母ヲ失ヒタルトキ親類ノ人々來談協力

(同) 吉凶慶弔

(五ノ二)親戚知人ニ吉凶事アルトキハ慶弔ノ禮ヲ忽セヌ

(同) 相互の名譽を重んず

(高一ノ七)禮儀(貧を疎まキ富に依頼せず)

夫 婦

(高二ノ七)夫婦の分

夫 家業。公事。

(六ノ二四)一家ノ主トナリテ職業ヲ務ム

妻 家事。家業補助。

(五ノ三)三宅尙齊ノ妻夫ノ留守宅ヲ守リ拮据經營家道ヲ墮サズ

(六ノ二四)一家ノ世話ヲナシ家庭ノ和樂ヲハカルベク育兒ノ良否ハ國家盛衰ニ關スルヲ以

(同) 夫婦の道

夫||愛護 妻の任務尊重

(六ノ二四)男女各任務ヲ異ニス 其務ニ輕重ナシ故ニ夫ハ妻ノ任務尊重

妻||從順貞節

(同) 親愛、禮、敬、(夫唱婦隨)

朋 友

(高二ノ八)信義

交を變ヘテ

(二ノ三)小太郎ガ女吉ノ重キ荷ヲ持チ行キナルヲ見テ之ヲ助ク

(三ノ八)平洲舊友ノタヨリ來リシヲ長ク我が家ニトノオキ陸シク暮ス

(高ナシ) 友の爲に謀る

(五ノ二九)師ガ白石ヲ加賀侯ニ薦メタルトキ同門ノ石梁ヲスヌム

災厄を救ふ

(一ノ二四)猫 惡猫ニネラハレタル小鳥ヲタスク 俄爾ノ際傘ヲモタヌ友ヲ入レテヤル

(三ノ二五)佐太郎近所ノ人ノ屋根ノ破レヲ直ス 火災ニカ、レルモノニ我家ノ竹ヲ與フ

(五ノ三)清正長政トノ約ヲ重メシ幸長ノ孤軍ヲ助ク

責善忠告

(二ノ三)善ヲナサントセバ之ヲ助ケ惡ヲナサントセバ之ヲ諫ム

(高一ノ三)共同(朋友ハ合同生活ノ初期タルベキヲ以テ此ニ之ヲ入ル)

迷惑をかける

(一ノ四)弱イ者ヲイヂメヌ カケ口告口セヌ

(一ノ二)近所ノ人ノ惡口ヲイハヌ 垣壁ニ傷ケ落書ヲナサヌ

(一ノ二四)道ニゴミヲステヌ 道路デアソバヌ 田畑ノ害ヲナサヌ

我意を張りて紛争せぬ

(一ノ五)人ト考テ異ニストモ怒ラヌ 無理ヲイヒカケラレテモカ、リ合ハズ 父母教師

ニ告ケテ教テウク 己ノ惡キトキハ直ニワビル 人ガワビタルトキハ許ス

些事に怒りて不一致を來さぬ

他人を排擠せぬ

(一ノ四)友ノ容貌、服装、言語、舉動、過等嘲リ誹ルナ

共同の悪用。雷同をせぬ

(二ノ二四)共同シテ人ヲイヂメヌ 共同シテ余所ノ梅ヲヌスムヤウナ悪事ヲナサヌ
公共物、私有物視するな

(一ノ二四)道路、橋、郵便函、電信柱ニ悪戯セヌ 公園社寺學校ノ樹木ヲ折ラヌ

恭 儉

(高)二ノ九)身を肅む

無禮をなさず(恭敬の心。婚禮葬儀祭祀の心得。出席時刻を守る。
譲り合ひて迷惑を掛けず。)

(一ノ八)朝夕學校ノ行キ歸リニ家ノ長者ニ禮 先生友達長者ニ挨拶 耳語欠伸スキ見ナ

ドセヌ

(二ノ二)食事時刻、就眠時刻ヲ守ル 書物、器具ヲ跨グナ 行列ヲ横切ラヌ

(二ノ二四)物品ヲ受ケタラバ禮スル

(三ノ二)他人ノ談話謹聽、決シテ言ヲ挿マヌ又人前ニテ欠伸セヌ

松平好房父母ノ方ニ足ヲノバサズ 父母ヨリ受ケシモノハ大切ニ保存 從者ト
ノ談話父母ニ及ベバ身ヲ正シクシテキク

他ヨリ賞ヒシモノハ父母ニ見セ命ニ從ヒ處理ス

(四ノ二八)人前ニテ欠伸、耳語、目クバセナドセヌ

手紙ノ返事ハスグ出ス

(五ノ二六)通行人ニ無禮ヲナサズ 船車ニ乗リシトキ込ミ合フ場所ニテハ譲リ合ヒテ他ノ
迷惑ヲナサヌ

容儀服装

(一ノ八)着物ヲ正シク、膝頭ヲ出サヌ、足ヲ横ニ出サヌ、フトコロ手カクシ手ヲヤメル、
ボタンハカケ紐ハ結ブ、髪ハキレイニスル

(三ノ二)歩ミナガラ物ヲ食ヒ 横臥シナガラ書籍ヲ見ヌ

(五ノ二六)容儀服装ノ注意(頭髮、手足ノ清潔。着衣紐帶ヲ正シクばたんヲ外サヌ)

言語

(一ノ六)明瞭

(二ノ二四)丁寧ニ靜カニ

(三ノ二)法外ノ大聲 人ノ氣ヲソコネルヤウナ言語ヲツツシム

(四ノ二八)丁寧ニセヨ

(五ノ二六)言語舉動ニ注意(野鄙又ハ荒々シキ言語ヲ使ハヌ 食事ノ際無作法ナキ様戸障子 開閉ヲ荒々シクセヌ)

坐作進退

(高二ノ九)自己檢束

放肆ならす

(一ノ二)學校ヲ遅刻スルナ 道遊ヲスルナ 課業ノ合圖デスグナラフ

(一ノ九)學用品、日用品ノ置所ヲ定ム 使用後ハ元ニ納メル 荷物ハ前夜ニ

(二ノ二)衣服學校用具玩具ノ取扱丁寧

虚榮心にかられず

(三ノ三)己ガ身分財産學藝ナド自慢セヌ 又人ノヲ猜ミ嫉マヌ 過分美服、身分不相應

ノ物ニテ見エチカザラヌ

質素儉約

(一ノ二)粗末ニセヌ 早ク損ズルカラ

(二ノ七)金次郎一俵ノ米ヲ得 小ナ積ミテ大トス

(三ノ二七)光園紙ヲ大切ニス 身分ノ如何ヲトハズ儉約ヲ守リイサ、カニテモ貯蓄

(五ノ二〇)鷹山率先儉約 衣食ノ料及女中ヲ減ズ 公ノ木綿褌袴人ノ戒トナル
(六ノ三)フランクリン自炊シ費用ヲ節約シ書籍ヲ求ム

(高一ノ三)身躰

(一ノ七)不潔ナ水、不熟ノモノ腐敗ノモノ、過食ノモノ不潔物ヲネ
ブラヌ

飲食に注意

(二ノ二)未熟ノモノ、過食、妄リニ水ヲノマヌ、食ノ分量ヲ定ム、
間食ヲヤメル

(三ノ三)二年ニ全ジ

(四ノ三)過食ノ害、未熟ノモノ、害

(五ノ七)酒ノ害ハ恐ルベキモノ

(五ノ七)煙草ノ害ハ恐ルベキモノ

(一ノ七)毎朝顔ヲ洗ヒ 口ヲ嗽グ 頭ヲ洗フ 鼻汁ヲカム

(四ノ二)顔手足ハ殊ニヨク洗フ

(一ノ七)元氣ヨク運動ス 姿勢ヲ正シクス

(三ノ三)寒暑ヲイトハズ運動 朝ノ体操

(四ノ二)伴信友朝夕深呼吸又弓力ニテノ運動

衛生

飲酒の害

喫煙の害

身躰の清潔

よく働く

運動

鍛練

冷水摩擦、(四ノ二)伴信友朝冷水ニテ頭ヲ冷ス

冷水浴 (三ノ三)可成襟巻手袋足袋ヲ用ヒヌ

薄着 (四ノ二)同上

博愛

(高一ノ三)同情

喜を同じうし憂を分つ。惻隱の心。

(一ノ三)不具不自由病氣ノ人ヲ氣ノ毒ニ思ヒ世話ス 小三郎盲人ヲイタハル

(二ノ三)次郎燕ヲ苦シメテ兄戒ム 妄リニ鳥虫ヲ苦シメルナ

(四ノ二九)ナイチンゲール犬ノ傷ヲ洗フ

(五ノ二六)木曾山中ノ馬子孫兵衛夫妻ヨク駄馬ヲイタハル

(同) 吉凶慶弔

(同) 親切

(同) 博愛仁慈

(五ノ二五)合衆國、捕鯨船、清國官吏親疎内外ヲ別タズ 虎吉ヲ救フ 上村艦隊ノ溺死者ヲ

救フ

(五ノ五)清正トリコノ二王子ヲイタハル

(同) 博愛 慈善事業

(三ノ二八)鈴木今右衛門夫婦及ソノ娘貧民ヲ救フ

(四ノ二〇)ナイチンゲール クリミア戦争ニ多クノ女ヲ引連レテ看護ニ従事ス

(六ノ一七)和氣廣虫、飢饉疫病アリ棄子スルモノ多カリシカバ人ヲシテ拾ハシメ自ラ育テ

タリ。近キヨリ遠キニ及ボシ救済ノ趣意ヲアママラザルヤウ

修學

(高一ノ三)知識は力

(四ノ二五)源義家大江匡房ニ兵法ヲ學ビ危難ヲ逃レテ大捷ス

(同) 少年期を怠るな

(二ノ二六)幼キ時ニ勉強セザルトキハ一生無知ノ人トナリテ世ニ立ツコト難シ

(高一ノ二)惜陰

(三ノ六)登時間割ヲ定メソノ通り行フ

(五ノ二八)白石日課ヲ立テ、字ヲ習フ 日課ヲ終ラザレバ如何ナルコトアルモ止マズ

規律アル勉學

(六ノ三) フラメンクリン兄ノ許ニテ印刷業ノ職工ノ時後自炊生活ノ時常ニ寸陰ヲ惜ミテ讀書ス

(同) 精讀

(一ノ二) 教室ニアリテハ一心ニ學ブ 運動場ニテハヨクアソブ

(高一ノ三) 刻苦

(一ノ三) ナマケタ兎龜ニ追ヒコサル 學校ヲ休マズ

(二ノ六) 金次郎一生無知ノ人トナラヌコトヲ恐レテ苦ミノ内ニ學問ス

(三ノ五) 登朝早ク御飯ヲタク 火ノアカリニテ本ヲヨム

(同) 才ヲ持むな

(同) 自己修養

(高一ノ二) 徳性涵養

(同) 書籍選擇

習業

(高一ノ四) 正しき精神にて従事

(同) 誠實、忠實

(二ノ四) 金次郎己ガナスベキ仕事ヲヨク果ス 父母先生ヨリイヒツケラレタ仕事ハ決シ

テ骨惜ヲセズハゲミテナス 教室掃除其他共同勤務チナストキハ喜ビテ服ス

(四ノ六) 秀吉常ニ未明ニ伺候シ城ノヘイモ二日ニテ修理ス

(高一ノ二) 勤勉

(二ノ七) 金次郎破損ノ家ヲ修理シ、又荒地ヲ開墾 米作

(六ノ九) 忠敬七十才ノ老齡ニテ風雨寒暑ヲ冒シ地圖製作ニ従事、毫モ倦マズ

(高一ノ三) 堅忍不拔 (高一ノ二) 忍耐

(四ノ四) ジェンナー種痘ヲ發見セント志シ二十三年間世間ノ同情ナキ苦境ニ立チテ屈セ

ズ其業ヲ大成

(五ノ九) 鷹山家運挽回ノタメ儉約、藩士中反對アルモ志ヲ動カサズ、斷行

(五ノ五) コロンブス航海中水夫ノ妨ケヲ凌ギ新天地發見

(六ノ八) 忠敬家運挽回ノタメ基將某學問ヲサヘ廢シテ舊ニ倍スル資産ヲ造ル

(高一ノ四) 専心従事

(高一ノ二) 進歩改良を圖る。注意深かるべし。

(六ノ二) 井上デン久留米糶ノ初期作品ニ益々改良ヲ加フ

(同) 職業選擇

傳來の職業に従事。新に選ぶには十分なる考慮(能力を顧みる、父兄先輩に謀る)

(高一ノ二)立志(輕々しく改めず、豪毅、順序を追ふ、勇氣鼓舞)

(四ノ五)秀吉幼ヨリ武士タラント立志 松下加兵衛ニ仕へ後信長ヲ見立テ、仕フ

(高一ノ六)自立自營

己の事を自らなす習慣をつくる

依頼せず

自己の勤勞によりて成遂ぐ

(四ノ三)善右衛門風雨ノ日ニモ山野ヲ越エテ行商數年遂ニ成功

(四ノ三)善右衛門天秤棒トハ附物、勤儉直ノ三ツヲ守リテ大商人トナル

(六ノ三)フランクリン自ラ奮勵努力ニノミヨリテ世ニ名高キ人トナル

(六ノ三)フランクリン時間割ニテ各方面ノ仕事ヲナス

自己の利益のみを圖るにあらざることを(團結心)

智 能

(高ナシ) 迷信をさげよ

- (二ノ三)幽靈ヤ化物アルト思フハ臆病 起ル心ハ己ノ迷
- (四ノ二)眼病ヲオホニテ治サントスルナド理ニ合ハヌコトヲ信ズルナ
- (六ノ三)忠敬壽命ニヨリテ測量 出發ノ際三回マデノ不吉ヲ學理的ニ解シ途ニ上レリ
- (高一ノ三)學理應用

(五ノ四)伊藤小左衛門時勢看取 製茶製糸ノ研究改良ニ努メ家業ノ盛大ヲ致ス

(同) 智力競争の世に立つべきこと

徳 器

(高一ノ九)至誠

(二ノ三)廣瀬武夫露國へ出發ノトキノ約束ナ「我死シテ果サズバ氣持惡シカルベシ」ト
ヒテヨク之ヲ果シタ

(五ノ七)加藤清正伏見大地震ノ際閉門ノ身ヲ忘レ秀吉ヲ護衛 又身ヲ以テ秀頼ヲ保護シ

家康ニ對面。清正家康ノ權威ニ介意セズ 大阪ヲ過グルトキハ必ス秀頼ヲ見舞

フ

(五ノ三)中江藤樹ノ徳風馬子ニマデ及ビ漫リニ人ノモノヲトラズ 農夫藤樹ノ墓ニ至ル
ニ服装ヲ整ヘ禮ヲ正ス

(高一ノ二〇)正直

天地に恥ぢず

(一ノ一九)ウソイヒノ子狼ニカミコロサル、ナキコトチアルヤウニ、セシコトチセヌヤ
ウニ、見ヌコトヲ見タヤウニ、キカヌコトチキイダヤウニ、又大クサナルモ慮
言ナリ

(五ノ二四)蕉園甲斐ノ難村ヲ治ム 退職ノ後父老ノ送金ヲ受クルノイハレナキチノメテ受

取ラス

目前の利に迷はず

(二ノ二六)父母先生ノ命ニ從ヒ惡シキススメニ從ハザルコト

(三ノ七)ワシントソ父ニサクラン木チキリタルコトヲ訛ア

粗悪品を賣らず 暴利を貪らず

(二ノ二七)呉服店ノ丁稚反物ニキズアルチオ客ニシラス

(高一ノ二四)修養

智能修養 (聴講、練習、實地の活用)

(二ノ三)娘母ノ教ヘニ從ヒテ糸ノモツレヲトク 難キ仕事モ辛抱シテササハナル

徳性修養

(四ノ二六)人ハ萬物ノ長、良心アレバ徳ヲオサメ智ヲミガキ人ノ道ヲ盡ス

(高一ノ二四)修徳 修徳の工夫

獨 慎

(六ノ二五)林子平幽閉中友人出遊チススルモ「他ニ知ル人ナキトモイカデ天ヲ恐レザラ

ソレトテ出デザリキ

反 省

(一ノ二八)寅吉隣ノ障子チヤブリ直チニアヤマリニ行ク

(五ノ二七)瀧鶴臺ノ妻赤ト白ノ毬ニテ良習慣養成

松平定信儉素ノ習慣アリシチ以テ儉約ノ不自由ヲ苦シカラジト思フコト

克 己

(四ノ二七)後光明天皇雷ノオキラヒナノチ直サントワトメタマフ

(高一ノ二二)勇氣、武勇 (小敵を侮らず 大敵を懼れず)

(一ノ六)元氣ヨクアソビ心チサワヤカニ身体ヲ丈夫ニスル 些細チコトニ泣キ又少シノ

寒暑ニ恐レヌ

(三ノ三) 木村重成家康ノ大軍ト戦フ

(三ノ四) 毛利元就ノオク方近所ニ火事アリシトキアワテズヨク其處置チアヤマタズ

(五ノ五) 清正明使ノ威嚇ニ恐レズ却テ彼ノ心膽ヲ塞カテシム

(六ノ九) 佐入間艇長死ニ臨ミテ遺書ヲシタタム

(六ノ一〇) 高田屋嘉兵衛幕命ニヨリテエトロフ島ノ航路調査

(六ノ二) 嘉兵衛捕ヘラレテ露艦ニ連レ行カレシモ恐ルルノ色ナシ

油斷セキ

(五ノ八) 清正朝鮮役ノトキ敵ナキニ戰場ニ臨ムト同用意ニテ密陽ノ城ニ至ル

(高一ノ三) 寛容 (三ノ三) 寛大

怒に乗じて争はぬ

(三ノ三) 重成小坊主ニシラレテサカラハズ

衝突をさける

人を容る

(二ノ五) 小太郎ノ謝罪チ文吉快クユルス

(三ノ三) 益軒弟子ノ牡丹ノ花チ折リテワビシチユルス

長所に交る

誤解をなさぬ

(高ナシ) 度量

(五ノ三) 藤原行成ハ藤原實方ノ無禮チ怒ラズ従容タリ

附

情に動かされず

座右の銘。嘉言、善行の記誦

(高一ノ八) 敬老 (敬ふ、訓を請ふ、意見敬重、親切)

(二ノ五) オタキ五郎ノ兄弟カ不自由ナル老人チ助ク

(高二ノ二) 謝恩 (禮讓。從順。訓を守る。勞に服す。終生恭敬)

(二ノ三) オツル母チ見失ヒタル時老人ニ助ケラレ數年ノ後モ尙忘ル事ナク挨拶ス 些少

ノ恩モ忘レルナ

(三ノ九) 鷹山平洲チ自宅ニ招クトキ一里餘リモ迎ニ出テ途中平洲ヨリモ先ニタタズ

(三ノ九) 彌兵衛主人ノ身ノ上チアノジ島ヘ見舞ニ行ク ユルサレテカラモ家産チ舉ゲテ

主人ノ用ニ供ス

(五ノ三)秀吉夫妻舊恩ヲ思ヒ伊藤右近夫婦ヲ城内ニ招キ夫人ハ衣服ノ洗濯、秀吉ハ七百石ノ祿ヲアタヘテイタル

(六ノ九)伊能忠敬己レヨリモ若キ東岡先生ニ學ビヨク師事ス

(六ノ三)忠敬没スルニゾツミ「我ノ今日アルハ一ニ東岡先生ノ教ニ由レリ死ナバ必ず遺骸ヲ先生ノ墓ノ側ニ埋メヨ」ト遺命

公益世務

(高二ノ五)世上の便益を圖る

(三ノ六)佐太郎雨降ルトキ肥料ノ流レ去ラヌヤウ他人ノ麥畑ニ土ヲカク 佐太郎用水ヲ

田ニヒクニ誰ノ持地トナクソノ便宜ヲハカル 佐太郎土橋ヲ石橋ニツクリカフ

(四ノ四)栗田定之丞海岸ニ防風林ヲ仕立ツ

(六ノ四)フランクリン有益ナル新聞紙並ニ曆本ヲ發行 消防組織 街路改良ヲナス

(同) 學術上の研究

(六ノ四)フランクリン圖書館及中學校設立又避雷針發明

(同) 政治經濟上の改善

(同) 農工商の改良進歩

(三ノ六)佐太郎農事ニ心ヲ用ヒヨキ稻ヲツクル

(五ノ二)鷹山農業養蠶機械ノ振興ヲハカル 領内富強ヲ致ス

(六ノ六)井上アノ工夫ヲコラシテ久留米耕ヲ織リ出シ之ガ改良進歩ヲハカル

國憲國法

(高一ノ二)公正

害を及ぼさず

(一ノ二)人ノモノヲトリ又ハコトワリナシテ使用セヌ 拾ツタモノハ持主ニカヘス

不明ノトキハ父母教師ニ差出シテ命ヲキク

(高 一ノ二〇) 法律を重んず (皇室典範、大日本帝國憲法、詔書、勅書、法律命令、市町村條例)

(二ノ四)ツラクテモ不便デモ規則ニ從フ、學校内ノ規則 道路通行上ノ規則ヲ守ル

鐵道線路内ヲ通行スルナ

(三ノ一〇)春日局及番頭ヨク城ノ定ヲマモル 規則ハ何人モ從ハザルベカラズ

(四ノ三)松平定信御所參内ノ時又關所通行ノ際ヨク規則ヲ守ル

身軀、生命、財産、名譽を重んず

(三ノ三)馬子飛脚ニ財布ヲ届ク、御禮ノ金ヲコトワル。他人ノ所有

(六ノ三) 國民の義務

兵役

ナオロソカニスナ
 (四ノ五) 徂徠ハ東涯ヲ惡シ様ニ評セシモ東涯徂徠ヲ評セズ其ノ文ヲ見テ之ヲ褒ム
 (六ノ三) 法令ニヨリテコレヲ保護サル故ニ法令ヲ重ズマキコト
 (六ノ三) 國家防衛ハ大ナル務。滿十七才ヨリ滿四十才迄ノ男子兵役ニ服スル義務

納税

(六ノ三) 各種ノ官署學校等ヲ設クル費。國民ハ負擔ヲ分チテ納税議員選舉
 (六ノ三) 議員ノ適否ハ國家社會ノ幸不幸ニ關ス。心ヲ用ヒテ適當ノ人ヲ選舉

(高一ノ三) 衛生

(六ノ三) 公衆衛生ヲ重ズ 土地家屋身体衣類等清潔 汚物ヲ道路河川ニ棄テズ 無智迷信ニヨリテ自衛ノ途ヲ誤ラズ

(高ナシ) 教育

(六ノ五) 個人ノ道德ヲ進メ知識ヲ増シ身体ヲ強健ニス。義務教育ハ父母ノ命ノミナラズ國家ニ對スル務

義勇奉公

國家防衛
 高(一)ノ三
 二〇九四三

身命を顧みず

職ヲ守ル

- (一ノ七) 上官ノ命ズルマ、ニ火ノ中水ノ中ニモトビ入りテ盡ス 木口小平一身ヲ捧ゲテ
- (二ノ二) 閉塞隊員一身ヲ顧ミズ勇メテ其任務ヲ盡ス
- (三ノ二) 清醫一身ヲ捧ゲテ皇位ヲ守ル
- (四ノ三) 計介死ヲ決シテ熊本城ヲ逃レ使命ヲ全ウス 後戰死ス
- (五ノ三) 通有敵船ニ斬リ入り敵將ヲ擒ニス
- (五ノ四) 正成挺身奮起シテ勤王ノ義兵ヲ擧グ
- (六ノ六) 卅七八年役ノトキ陸海軍々人寒暑ヲチカシテ彈雨ノ中ニ平然トシテ任務ヲ盡ス 負傷スルモ後送ヲ否ム

(同) 戰場に立たぬものゝ覺悟

戰費負擔

(六ノ六) 卅七八年役ノ時國民全部勤儉ヲ事トシ戰費負擔

軍人家族の慰藉救護

(六ノ六) 卅七八年役ノトキ國民力ヲクシテ軍人家族ノ救護 戦死者遺族慰藉ニ盡ス

高貴婦人手ツカラ繡帶製造 篤志看護婦トナル

(高三ノ一九) 平日應變の覺悟

軍備に對する覺悟

志氣身軀の鍊磨

皇運扶翼 忠良の臣民 祖先遺風顯彰

(高二ノ三) 勅語御趣意 實踐躬行

一家和合

社會平和

國民の品位を高くす

國力充實。國家の秩序を保つ。國威の發揚



大正四年十月三十日印刷
大正四年十二月二十日發行

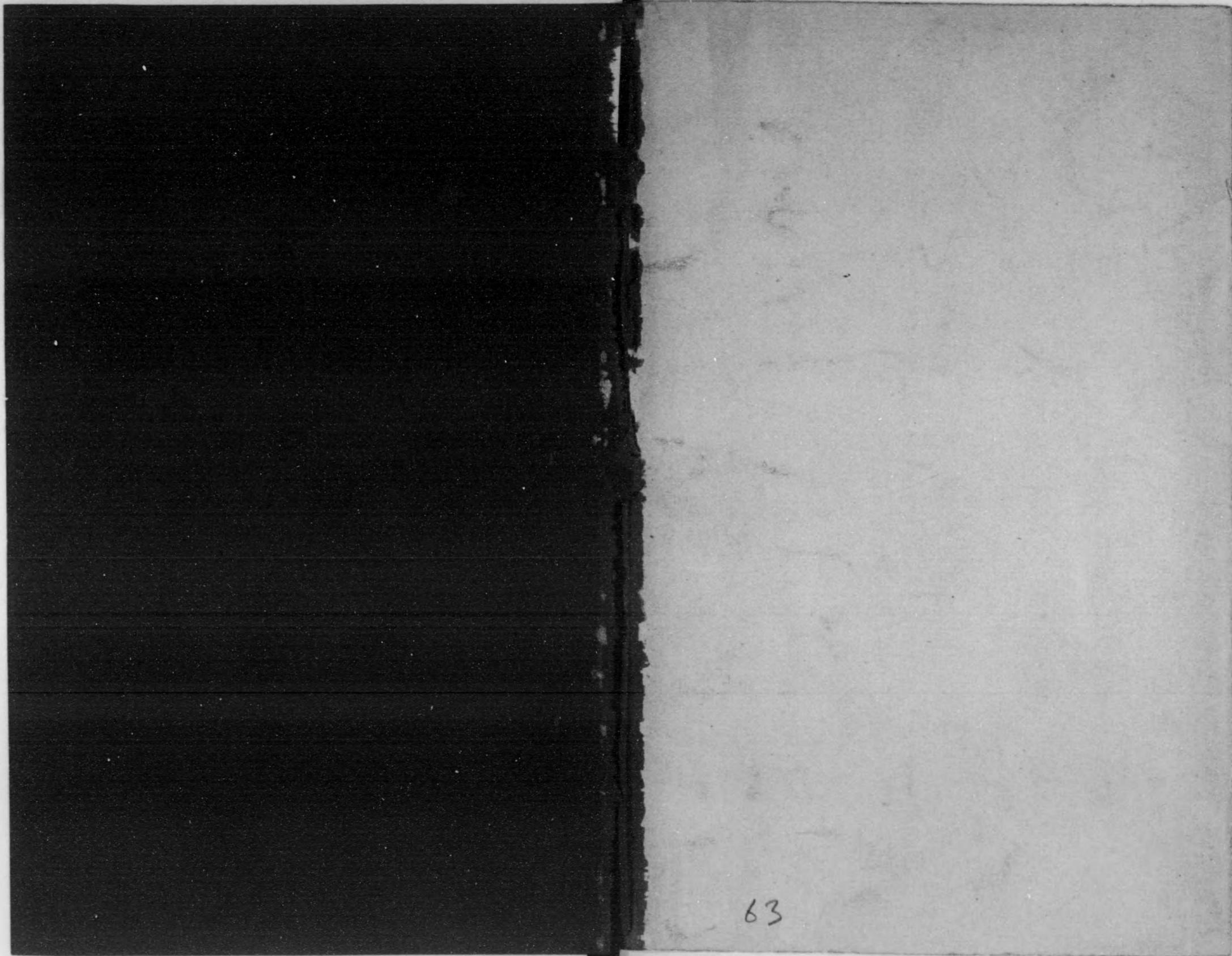
發行者 簸川郡教育研究會

島根縣簸川郡今市町六百八十八番地

印刷者 武 永 貞 助

島根縣簸川郡今市町六百八十八番地

印刷所 明文舎活版所



63

359
348

終